

令和3年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第3回総会

日時 令和3年3月25日(木) 午前9時00分
会場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木浩之	2番 土田彦雄	3番 渡辺裕之
4番 新宮しのぶ	5番 眞木早百合	6番 奥山浩二
7番 芳賀宏	8番 大泉孝彦	9番 影沢政俊
10番 後藤孝好	11番 氏家理香	13番 猪倉通文
14番 相原稔	15番 片桐道雄	16番 山田和義
17番 菅井孝一	18番 木村三紀	

欠席委員

12番 菊地ひとみ

事務局

事務局長 門口隆太	事務局長補佐(兼)農地係長 芳賀豊彦
総務主査 高子英晴	総務係長 菊地亮
農地係主事 稲垣奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条1項但書き)農地の用途変更について
- (4) 農地転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

- (3) 議第12号 寒河江農業振興地域整備計画変更に係る審議について
- (4) 議第13号 農用地利用集積計画書の審議について

木村議長 ないようですので、事務局からほかにございますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入りますけれども、議事に入る前に、先ほど局長からありました「事務職員の任免について」、専第1号ということで説明をお願いします。

事務局（事務局長） 資料、専第1号をご覧ください。

事務職員の任免について専決を行いましたので、報告させていただきます。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務職員について下記のことを任免したので報告させていただきます。

事務局長門口隆太を農林水産省に出向。

発令年月日、3月31日。

職名、さくらんぼ観光課長である猪倉秀行を、寒河江市農業委員会事務局職員に併任し、農業委員会事務局長を命ずる。

発令年月日、4月1日。

ということで、このような会長の権限で専決処分を行ったことについて報告させていただきます。

木村議長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議第10号から議第13号までの議案について一括上程します。

(1) 議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可

申請書の審議について」

(3) 議第12号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に
係る審議について」

(4) 議第13号「農用地利用集積計画書の審議について
」

以上、議第10号から議第13号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代
理者。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る3月18日に開催されました事前審査会の報告を行
います。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区
担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告
に基づく審査を行いました。いずれの案件につきましても、
計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、この
たびは案件がございませんでした。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いし
まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度
としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前

9時15分

再開 午前 9時49分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

まずは、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

「農地法第3条の規定による許可処分について」。

21ページをお開きください。

(議案書順位8番朗読)

この内容につきましては、3月14日に渡辺委員、小野推進委員にて現地の確認をまいりました。

農地の場所につきましては、元町、山内司法書士事務所から高瀬山方面へ向かい、100メートル西へ進んだところがあります。

農地の所有者は、令和元年10月に破産手続が開始され、同年12月に死亡しております。よって、破産管財人が相続。財産管理人として財産の整理を進めている土地であります。

譲受人の畑と隣接していること、また■■■■さんについては後継者もいる中での大規模農業経営者でありますので、何ら問題はないと確認をまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位9番朗読)

同じ日、3月14日に渡辺委員、今井推進委員とともに現地の確認をしてまいりました。

農地の場所は、寒河江インターをくぐって山形方面へ向かい、その先、信号機を左折し、南部地区のみどり観光さくらんぼ果樹園管理センター付近に位置しております。

その農地については、サクランボが植栽されておりまして、譲受人の■■■さんが現在も借地として耕作しているということであります。譲渡人については、その農地を相続しましたが、労力不足により畑と隣接する田を売買する運びとなっておりまして、

同じく事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

なお、この2案件については、渡辺委員の推進により結びついた内容となっております。ご報告させていただきます。渡辺委員、段取りご苦労さまでございました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

それでは、私から説明させていただきます。

(議案書順位10番朗読)

■■■さんと■■■さんにつきましては、義理の親子関係にあります。ですので、■■■さんが■■■さんに代わって農地を管理、栽培していくという形になります。

この案件につきましては、3月17日、大泉委員、それから渡邊推進委員の2名と現場を確認してまいりました。

場所につきましては、長生園の信号機があります。それを陵南中学校のほうに向かいますと、落衣の墓地があります。その墓地を北のほうに100メートルぐらい入った、早坂バラ園さんのハウスの隣になります。

計画どおりであれば、周りに対する影響もありませんし、別に問題ないということで、事前審査会、地区審査でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

引き続き、21ページをご覧ください。

(議案書順位7番朗読)

こちらの件につきまして、3月14日、木村会長、菊地委員、眞木委員、菖蒲推進委員と現地調査をしてきました。

申請地は、借人自宅近くの土地であり、なおかつ借人耕作地も近くにあります。引き続き水稻を作付するもので、周辺の農地への影響はないと思われま

す。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位7番から10番までの全ての農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

23ページをご覧ください。

(議案書順位8番朗読)

3月13日に芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してきました。

現地は、主要地方道天童大江線、日田のセブンイレブン前の交差点より県道皿沼河北線に入りすぐの交差点の南西角で、道向かいの東に株式会社建図、道向かいの北に高雄自動車がある場所にあります。

計画どおりであれば、南に住宅、西に秋葉商店のリサイクル作業場、東、北に県道、市道に挟まれており、何ら問題がないという中で確認してまいりました。

地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

それでは、私から説明させていただきます。

23ページになります。

(議案書順位7番朗読)

場所につきましては、国道457号線を山形方面に向かいまして、平塩に入っすぐ右に入る道路がありますけれども、それを熊野神社のほうに向かって入っていきますと、そこから100メートルぐらいの地区になります。場所については住宅地の中ということで、周りには鉄工所の工場がそばに建

っているところであります。田んぼではありますけれども、現在は耕作しておらず、休耕田という形になっている場所があります。

3月17日に奥山委員、それから熊坂推進委員と現場を確認してまいりました。

検討した結果、別段影響もないだろうということでありませう。

なお、事前審査、地区審査においても問題ないということでありました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位7番は、資材置場のための雑種地への転用申請になっております。

申請地は、農用地区域外の農地でありまして、第1種農地及び第3種農地のいずれの農地にも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可であります。ほかに代わりとなる農地もなく、問題はないと考えております。

順位8番は、駐車場用敷地への転用申請になっております。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にあります農地であり、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第12号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは、事務局から説明いたします。

まず、最初にこのたびの寒河江農業振興地域整備計画の変更の案件につきまして、議案書のほか、別に資料を用意いたしまして、皆様方にお配りしております。そちらには当該の申請地の場所や転用後の除外申請後におきます転用許可、申

請に際しての土地利用計画、また、航空写真で申請地周辺の現況を記載いたしております。よろしくご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、説明いたします。

順位 1 番は、大字柴橋字落衣に所在します農地でありまして、市立陵東中学校の西に広がる農用地区域にありまして、主要地方道天童寒河江線の沿道区域内の農地であります。

この申請は、周辺地域におきます宅地分譲等の開発に伴いまして、住宅の増加を背景に寒河江農業振興地域整備計画が作成された昭和 46 年以前から利用されてきました。既存の墓地を拡張しまして、永代供養塔用敷地のほか、後に参列者の駐車場を加えての整備を目的に、転用許可申請の前に農用地区域からの除外を申請するものであります。

面積は既存農地の半分にも満たないものでありますが、農用地区域内の農地であることから、このたび農用地区域からの除外を伴う農業振興地域整備計画の変更が協議され、農業委員会に意見が求められております。

その他の農業振興地域整備計画の変更におきましては、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当でありまして、農用地区域内におきます農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の広域的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号に定める要件を満たし、問題ないものと考えております。

続きまして、順位 2 番であります。

順位 2 番は、大字寒河江字山西に所在し、市が有します花買場跡に隣接する農地でありまして、主要地方道天童寒河江線から南にある仲谷地及び元町を含み、都市計画法に定める用途地域に接する一方、東北横断自動車道、山形自動車道によって分断される農用地区域内の農地であります。

この申請は、第1子の誕生に伴い、通勤等の利便性のよさに加え、義父母等の親族の自宅に近い地域にあるこの申請地に個人住宅を建築するために、転用許可を要します区画になりますが、まず農用地区域からの除外を申請するものであります。

前順位と同じく農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないものと考えられることなどから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号定める要件を満たし、問題はないものと考えております。

次に、順位3番であります。順位1番と同じ墓地に係る案件であります。

既存の土地がまだ農用地区域にあるものとされていることから、順位1番と墓地敷地の拡張等の農用地区域からの除外を申請するものであります。

墓地としての利用につきまして相当の経過年数があり、その性質からその利用は必要かつ適当でありまして、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないものと考えられることなどから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たし、問題はないものと考えています。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

この農業振興地域を除外した後に転用の申請が出ることもありますので、地区担当委員の方にはどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、事務局より説明がありましたけれども、意見等ありま

したら挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第12号「寒河江農業振興地域整備計画の審議について」、
提案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第13号「農用地利用集積計画書の審議について」、
地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

28ページをお開きください。

(議案書朗読)

なお、いずれの農地も市街化区域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

後に載っている集計表も。

山田委員

そうですね。すみません、失礼しました。

45ページですね。集積の計画集計表であります。

ナンバー1、地区名、寒河江、筆数79、面積、田6.5ヘクタール、畑0.46ヘクタール、樹園地0.40ヘクタール、合計で7.37ヘクタール。

ナンバー2、南部、筆数18、面積、田0.40ヘクタール、畑0.3ヘクタール、樹園地0.21ヘクタール、合計で0.91ヘクタールとなっています。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

28ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、45ページの集計表をご覧ください。

西根地区、59筆、田2.58ヘクタール、畑1.36ヘクタール、樹園地2.98ヘクタール、計6.92ヘクタール。

続いて、三泉、5筆、樹園地0.37ヘクタール、計0.37ヘクタール。

いずれの農地も市街地区域であり、中核農家認定農業者であり、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番後藤です。

それでは、私から説明させていただきます。28ページを
ご覧になっていただきたいと思います。

(議案書朗読)

続きまして、45ページの集計表をご覧になっていただき
たいと思います。

ナンバー5、柴橋地区です。筆数が53筆、面積合計で6.
5ヘクタール、内訳としまして、田が6.11ヘクタール、
畑が0.19ヘクタール、樹園地が0.20ヘクタール

いずれも中間管理事業での貸付けとなります。

いずれの農地につきましても、市街化区域でありまして、
地区の担い手等に貸し出すということですので、農地中間管
理機構へ集積する農地に適していると判断しております。

地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉
委員。

猪倉委員

はい、議長。13番猪倉です。

農地中間管理事業案件について、28ページです。

(議案書朗読)

45ページの集計表をご覧ください。

ナンバー6、高松、筆数21、面積、田が2.30ヘクタール、畑が0.56ヘクタール、樹園地が0.54ヘクタール、計3.3ヘクタール。

ナンバー7、醍醐、5筆であります。内容につきましては、田が1.34ヘクタール、計1.34ヘクタールであります。

いずれも農業振興地域であり、地区の担い手に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。

また、地区審査においても異議はございませんでした。

以上。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

このたびの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第13号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

令和3年3月25日

第3回総会議長 木村三紀

議事録署名委員 6番委員 奥山浩二

議事録署名委員 16番委員 山田和義